

陳情第17号

安全・安心の医療・介護を守るマンパワー確保に向け、すべてのケア労働者の
処遇改善につながる報酬10%以上の引き上げを国に求める陳情

令和7年9月24日付で受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定によ
り配付する。

令和7年11月28日 配付

京丹後市議会議長 中野勝友

京丹後市議会
議長 中野 勝友様



安全・安心の医療・介護を守るマンパワー確保に向け、 すべてのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引き上げを 国に求める陳情

[陳情主旨]

政府は、2024年度の診療報酬・介護報酬等の改定において、医療・介護分野等の賃上げの必要性を認め、「ベースアップ評価料」や「新処遇改善加算」を創設しました。しかし、その効果は極めて限定的で、政府が掲げた賃上げ目標「2024年度2.5%、2025年度2.0%のベースアップ」には遠く及ばず、2025年春闇における日本医療連加盟の病院や介護施設の賃上げは、定昇込み平均2.07%（5,772円）と、他の主要産業の賃上げ平均5.52%（18,629円）のわずか三分の一に留まりました。さらには、医療機関経営の7割が赤字というなか、もともと、平均額で他産業の半分程度であった年間賞与が、さらに引き下げられる医療機関も続出しました。政府として、ケア労働者の賃上げの必要性を認めるのであれば、少なくとも、この間の他産業との賃上げ格差を埋める処遇改善が、すべてのケア労働者に差別なく行きわたる施策を具体化するべきです。そのためには、事業存続すら危ぶまれる状況に瀕している医療・介護経営への緊急の財政支援と、診療報酬・介護報酬等の基本診療料・基本報酬による報酬10%以上の引き上げを具体化するべきです^①。

他方、増崇する医療費や保険料負担の抑制・削減を理由に、さらなる病床削減や「OTC類似薬」の保険外し等が進められようとしています。しかし、こうした医療費抑制政策は、患者・国民の医療へのアクセスを阻害し、受診抑制をもたらし、医療機関の運営や経営にもいっそう深刻な影響を及ぼします。すべての国民に医療にアクセスする権利を平等に保障する医療供給体制を構築し、誰もがお金の心配なく安心して医療にかかることのできる国民皆保険を守ることこそ重要です。

私たちは、政府の責任ですべてのケア労働者の持続的な処遇改善と、医療・介護事業の安定的な維持・発展のため、以下の通り要望し、貴議会として、国に対し、その実施を求めていただくようお願いするものです。

^① 年収ベースで全産業とケア労働者の賃金水準の格差を埋め、物価高騰を上回る賃上げを実現するには、月額平均5万円以上の賃上げが必要。2024年改定で「ペア評価料分」の財源とされた改定率0.61%を踏まえると、月額5万円賃上げに必要な改定率は6.31%となる。あわせて、年間賞与の財源も確保するには、物価高騰を上回る、医療・介護経営の安定化をはかるプラス改定が必要であり、それらを加味すれば改定率は10%以上が必要となる。

[陳情事項]

1. 国に対し、以下の事項を全て求めて下さい。

医療や介護現場等で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員増に向けて、2026年度の診療報酬改定、および、介護・障害福祉サービス等報酬の前倒し改定を行うなかで、すべての医療機関、介護・福祉施設等における賃上げ財源の確保と物価高騰対策のため、基本診療料や基本報酬による10%以上の報酬引き上げを行うこと。また当面の支援策として、2025年中に全額公費による賃上げ・物価高騰支援策を実行すること。

2025年 9月 19日

団体名 京都医療介護労働組合連合会

代表者 執行委員長 勝野 由起恵

所在地 京都市中京区

【意見書ひな形】

**安全・安心の医療・介護を守るマンパワー確保に向け、
すべてのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引き上げを
求める意見書**

2024年度の診療報酬・介護報酬等の改定において、医療・介護分野等の賃上げの必要性を認め、「ベースアップ評価料」や「新処遇改善加算」が創設されました。しかし、その効果は極めて限定的で、政府が掲げた賃上げ目標「2024年度2.5%、2025年度2.0%のベースアップ」には遠く及ばず、2025年春闇における日本医労連加盟の病院や介護施設の賃上げは、定昇込み平均2.07%（5,772円）と、他の主要産業の賃上げ平均5.52%（18,629円）のわずか三分の一に留まりました。さらには、医療機関経営の7割が赤字というなか、もともと、平均額で他産業の半分程度であった年間賞与が、さらに引き下げられる医療機関も続出しました。政府として、ケア労働者の賃上げの必要性を認めるのであれば、少なくとも、この間の他産業との賃上げ格差を埋める処遇改善が、すべてのケア労働者に差別なく行きわたる施策を具体化することを求めます。そのためには、事業存続すら危ぶまれる状況に瀕している医療・介護経営への緊急の財政支援と、診療報酬・介護報酬等の基本診療料・基本報酬による報酬10%以上の引き上げを具体化するべきです。

他方、増崇する医療費や保険料負担の抑制・削減を理由に、さらなる病床削減や「OTC類似薬」の保険外し等が進められようとしています。しかし、こうした医療費抑制政策は、患者・国民の医療へのアクセスを阻害し、受診抑制をもたらし、医療機関の運営や経営にもいっそう深刻な影響を及ぼします。すべての国民に医療にアクセスする権利を平等に保障する医療供給体制を構築し、誰もがお金の心配なく安心して医療にかかることのできる国民皆保険を守ることこそ重要です。

医療や介護現場等で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員増に向けて、2026年度の診療報酬改定、および、介護・障害福祉サービス等報酬の前倒し改定を行うなかで、すべての医療機関、介護・福祉施設等における賃上げ財源の確保と物価高騰対策のため、基本診療料や基本報酬による10%以上の報酬引き上げを行うこと、また当面の支援策として、2025年中に全額公費による賃上げ・物価高騰支援策を実行することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定のより、意見書を提出する。

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣